

改正後	改正前
<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一〜九の二 (略)</p> <p>十 設備規則第四十九条の六においてその無線設備の条件が定められている携帯無線通信の中継を行う無線局（設備規則第十四条の表十の項に規定する無線局をいう。以下同じ。）<u>に使用するための無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の九〇パーセント以内のもの</u></p> <p><u>十の二 設備規則第四十九条の六においてその無線設備の条件が定められている携帯無線通信の中継を行う無線局に使用するための無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の九〇パーセントを超えるもの</u></p> <p>十一〜十一の十八 (略)</p> <p>十一の十九 設備規則<u>第四十九条の六の九第一項及び第二項</u>においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p><u>十一の十九の二 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</u></p> <p><u>十一の十九の三 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第六項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</u></p> <p>十一の二十 設備規則第四十九条の六の九第一項においてその無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備のうち、その空中線電力が一六〇ワット以下のもの<u>であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の九〇パーセント以内のもの</u></p> <p>十一の二十の二 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備<u>であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の九〇パーセント以内のもの</u></p>	<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一〜九の二 (略)</p> <p>十 設備規則第四十九条の六においてその無線設備の条件が定められている携帯無線通信の中継を行う無線局（設備規則第十四条の表十の項に規定する無線局をいう。以下同じ。）<u>に使用するための無線設備</u></p> <p>十一〜十一の十八 (略)</p> <p>十一の十九 設備規則<u>第四十九条の六の九</u>においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>十一の二十 設備規則第四十九条の六の九第一項においてその無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備<u>であつて</u>、その空中線電力が一六〇ワット以下のもの</p> <p>十一の二十の二 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備</p>

十一の二十の三 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の九〇パーセント以内のもの

十一の二十の四 設備規則第四十九条の六の九第一項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、その空中線電力が一六〇ワット以下のものであつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の九〇パーセントを超えるもの

十一の二十の五 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の九〇パーセントを超えるもの

十一の二十の六 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の九〇パーセントを超えるもの

十一の二十一〜五十二の三 (略)

五十三 設備規則第四十九条の二十九においてその無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式若しくは時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式若しくは時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備

五十四 設備規則第四十九条の二十九第一項、第三項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

五十四の二 設備規則第四十九条の二十九第二項、第二項、第五項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

五十四の三 設備規則第四十九条の二十九第二項、第二項、第六項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の二十の三 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の二十一〜五十二の三 (略)

五十三 設備規則第四十九条の二十九においてその無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式若しくは時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式若しくは時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備

五十四 設備規則第四十九条の二十九においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局(中継を行うものを除く)に使用するための無線設備

五十四の二 設備規則第四十九条の二十九第二項、第二項、第五項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

五十四の三 設備規則第四十九条の二十九第二項、第二項、第六項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

送	
占有周波数帯	周波数
メータバンド 又はメータバンド 発生装置	析器 トル分 スペク ス計又は
疑似音声発生装置 又は疑似音声発生装置	周波数

○	○	備設線無の号第十第
○	○	備設線無の三の号第十第

○	○	備設線無の九十の号第十第
○	○	備設線無の九十九の号第十第
○	○	備設線無の九十八の号第十第
○	○	備設線無の九十七の号第十第
○	○	備設線無の九十六の号第十第
○	○	備設線無の九十五の号第十第
○	○	備設線無の九十四の号第十第
○	○	備設線無の九十三の号第十第
○	○	備設線無の九十二の号第十第
○	○	備設線無の九十一の号第十第
○	○	備設線無の九十の号第十第

○	○	備設線無の三の四十五の号第十第
○	○	備設線無の四の四十五の号第十第

送	
占有周波数帯	周波数
メータバンド 又はメータバンド 発生装置	析器 トル分 スペク ス計又は
疑似音声発生装置 又は疑似音声発生装置	周波数

○	○	備設線無の号第十第
---	---	-----------

○	○	備設線無の九十の号第十第
○	○	備設線無の九十九の号第十第
○	○	備設線無の九十八の号第十第
○	○	備設線無の九十七の号第十第
○	○	備設線無の九十六の号第十第
○	○	備設線無の九十五の号第十第
○	○	備設線無の九十四の号第十第
○	○	備設線無の九十三の号第十第
○	○	備設線無の九十二の号第十第
○	○	備設線無の九十一の号第十第
○	○	備設線無の九十の号第十第

○	○	備設線無の三の四十五の号第十第
---	---	-----------------

(表略)

注1・2 (略)

3 2の(2)の欄は、「F3E 142MHzから162MHzまで」又は「F3E 143.54, 149.01, 149.03, 153.33, 165.97MHz」のように記載するほか、次によること。

(1) (略)

(2) 第2条第1項第11号の19、第11号の19の2、第11号の19の3、第11号の21、第54号又は第54号の4に掲げる無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲が限定されるものにあつては、「1930.0MHz (同時送信可能な周波数は1925.32MHzから1934.68MHzまでのうち連続した最大4.32MHz幅)」のように限定された周波数の範囲を発射可能な周波数に付記すること。

(3) (略)

(4) 第2条第1項第11号の19、第11号の21若しくは第54号に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3まで若しくは第11号の22から第11号の24までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯(次のアからクまでに掲げる周波数帯をいう。)及び当該搬送波の数を記載すること。

ア～カ (略)

キ 2,545MHzを超え2,655MHz以下の周波数帯

ク (略)

(5) 第2条第1項第11号の19の3又は第54号の4に掲げる無線設備にあつては、通信の相手方となる基地局のチャンネル間隔を「通信の相手方となる基地局のチャンネル間隔は、5MHz、10MHz及び15MHzとする。」のように付記すること。

(6) 第2条第1項第10号の2及び第11号の20の4から第11号の20の6に掲げる無線設備にあつては、占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲を「1925MHz (同時送信可能な周波数は

(表略)

注1・2 (略)

3 2の(2)の欄は、「F3E 142MHzから162MHzまで」又は「F3E 143.54, 149.01, 149.03, 153.33, 165.97MHz」のように記載するほか、次によること。

(1) (略)

(2) 第2条第1項第11号の19、第11号の21 又は第54号に掲げる無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲が限定されるものにあつては、「1930.0MHz (同時送信可能な周波数は1925.32MHzから1934.68MHzまでのうち連続した最大4.32MHz幅)」のように限定された周波数の範囲を発射可能な周波数に付記すること。

(3) (略)

(4) 第2条第1項第11号の19、第11号の21若しくは第54号に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3まで若しくは第11号の22から第11号の24までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯(次のアからクまでに掲げる周波数帯をいう。)及び当該搬送波の数を記載すること。

ア～カ (略)

キ 2,545MHzを超え2,645MHz以下の周波数帯

ク (略)

1920.14MHz から 1929.86MHz までのうち連続した最大 9.72MHz 幅)」のように付記すること。

4～12 (略)

第二～第六 (略)

様式第 7 号 (第 8 条、第 20 条、第 27 条及び第 36 条関係)

(略)

注 1～3 (略)

4 (略)

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第 2 条第 1 項第 10 号に掲げる無線設備	V T
<u>第 2 条第 1 項第 10 号の 2 に掲げる無線設備</u>	<u>V S</u>
(略)	(略)
第 2 条第 1 項第 11 号の 19 に掲げる無線設備	H U
<u>第 2 条第 1 項第 11 号の 19 の 2 に掲げる無線設備</u>	<u>P S</u>
<u>第 2 条第 1 項第 11 号の 19 の 3 に掲げる無線設備</u>	<u>Q S</u>
第 2 条第 1 項第 11 号の 20 に掲げる無線設備	I U
第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 2 に掲げる無線設備	I T
第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 3 に掲げる無線設備	J T
<u>第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 4 に掲げる無線設備</u>	<u>R S</u>
<u>第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 5 に掲げる無線設備</u>	<u>S S</u>
<u>第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 6 に掲げる無線設備</u>	<u>T S</u>
(略)	(略)
第 2 条第 1 項第 54 号の 3 に掲げる無線設備	N T
<u>第 2 条第 1 項第 54 号の 4 に掲げる無線設備</u>	<u>U S</u>

5 (略)

(施行期日)

1 この命令は、公布の日から施行する。

4～12 (略)

第二～第六 (略)

様式第 7 号 (第 8 条、第 20 条、第 27 条及び第 36 条関係)

(略)

注 1～3 (略)

4 (略)

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第 2 条第 1 項第 10 号に掲げる無線設備	V T
(略)	(略)
第 2 条第 1 項第 11 号の 19 に掲げる無線設備	H U
第 2 条第 1 項第 11 号の 20 に掲げる無線設備	I U
第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 2 に掲げる無線設備	I T
第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 3 に掲げる無線設備	J T
(略)	(略)
第 2 条第 1 項第 54 号の 3 に掲げる無線設備	N T

5 (略)

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に受けている証明規則第二条第一項第十号、第十一号の二十、第十一号の二十の二又は第十一号の二十の三の規定に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第二項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。
- 3 この省令の施行の際現にされている証明規則第二条第一項第十号、第十一号の二十、第十一号の二十の二又は第十一号の二十の三の規定に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例による。
- 4 前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。